

議員提出議案第 1 号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 2 日提出

尼崎市議会議員	真	鍋	修	司
同	岸	田	光	広
同	光	本	圭	佑
同	福	島	さ	と
同	眞	田	泰	秀
同	波	多	正	文
同	徳	田		稔
同	北	村	章	治
同	酒	井		一

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭  
和 3 1 年尼崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 8 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例（平成 2 9 年尼崎市条例第 号）の施行の日か  
ら平成 3 3 年 6 月 2 6 日までの間に限り、第 5 条第 2 項の規定の適用  
については、同項中「1 0 0 分の 1 5 5」とあるのは「1 0 0 分の 1  
5 5 を乗じて得た額に 1 0 0 分の 9 5」と、「1 0 0 分の 1 7 0」と  
あるのは「1 0 0 分の 1 7 0 を乗じて得た額に 1 0 0 分の 9 5」とす  
る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 説 明 )

本市の厳しい財政状況を踏まえ、議員の期末手当の減額を行うため、  
条例改正が必要であることから、本案を提出する。